

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

鹿児島国民年金 事案 408

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 45 年 3 月まで

申立期間については、集落の班長が毎月、集金しており、私の妻が私の国民年金保険料と併せて二人分の国民年金保険料を納付していたことを記憶している。

また、年金相談での指導を受け、数か月分の国民年金保険料をまとめて、日付のある伝票を添えて銀行か市役所で納付したこともあった。

私の妻は納付済みとなっているのに、私だけが未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間直前の昭和 39 年 12 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を第 2 回目の特例納付により納付している上、申立期間直後の 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を 48 年 1 月に過年度納付していることが確認できることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻は、申立期間を含む昭和 39 年 10 月から 45 年 9 月までの国民年金保険料を特例納付で納付していることが確認でき、申立人の申立期間の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は、昭和44年4月に結婚し、転入届を出す際、国民年金に加入した。結婚以前の昭和42、43年度分の国民年金保険料は納付しない旨申し出をして、44年度分から国民年金保険料を納付してきた。

申立期間は県外へ転居した時期であり、転居後しばらくは国民年金保険料を納付していなかったため、2、3年後、申立期間を含む数年分の未納通知を受けて私の夫と相談し、郵便局で納付したことを記憶している。申立期間だけが未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月に国民年金の被保険者資格を取得して以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳は、昭和46年7月に転居先の市で再発行されていることが確認でき、「昭和45年4月、県外に転居後、国民年金保険料が未納のままであったので、数年後に市役所から、申立期間が未納であるとの通知を受け、その後、納付書で納付した。」とする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間前後の期間については、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間及びその前後を通じて、申立人の経済状況等に大きな変化は無かったものと推認され、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 410

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで

結婚後、しばらくして私の夫が、独身時代に滞納していた国民年金保険料をまとめて納付する際、私にも国民年金に加入するよう勧め、国民年金の加入手続を行ったことを記憶している。その後も、私の夫が、私の国民年金保険料と一緒に納付しており、二人分の年金手帳や領収書等を見たことがある。

結婚後の 2 年間、私の夫が納付済みなのに、私が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、平成 6 年度からは、国民年金保険料を前納するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 7 月に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間は、納付期限の時効到来前であり、国民年金保険料を納付することが可能であった上、申立人は過年度納付が可能な 37 年 4 月までさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は納付されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立人に国民年金への加入を勧奨し、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその夫については、申立期間は納付済みとなっていることから、申立人の申立期間の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 56 年 3 月まで

私が共済組合を退職した際、私の父親が私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料についても、私の母親の分と一緒に納付してくれていたはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の父親が申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親の国民年金保険料については、すべて納付済みとなっており、申立人の申立期間の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人が所持している 2 冊の国民年金手帳のうち 1 冊は、申立人の氏名で別人の国民年金手帳記号番号が記載されており、申立人の国民年金の記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、国民年金保険料を滞納することなく継続して納付してきた。申立期間については、住居移転等もなく、経済的にも納付できない状況ではなかったことから、国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、婚姻後も国民年金に任意加入し、20 年以上にわたり国民年金保険料を納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は婚姻前の昭和 35 年 10 月に払い出されていることが確認できるが、社会保険庁の国民年金被保険者台帳では、申立人の旧姓及び婚姻前の住所異動の記録が確認できないことから、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったものと認められる。

2 一方、申立期間②については、社会保険庁の記録、市の国民年金被保険者台帳及び平成 9 年 2 月に申立人に交付された国民年金手帳により、申立人が昭和 60 年 4 月に国民年金被保険者資格を喪失したことが確認できることから、当該期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられる。

また、申立人が、当該期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで

私は、昭和36年4月に婚姻し、夫婦で国民年金に加入して国民年金保険料を納付してきた。私の妻は36年4月から納付済みとなっているのに、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦共に納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人の住所や仕事等、生活状況に大きな変化はなかったものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の妻の国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号が昭和37年1月に払い出された後、国民年金制度発足当初の36年4月にさかのぼって納付されていることが確認でき、申立人についても国民年金手帳記号番号が38年4月に払い出された後、36年4月にさかのぼって国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 414

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月まで

申立期間当時、私は、私の父親の司法書士事務所で、私の母親と事務の手伝いをしていた。家の金銭的なことは私の母親がすべて行っており、事務所に来ていた集金人に、毎月、両親と私の 3 人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納のはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 12 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「国民年金保険料は、地区の集金人に、毎月、納付していたはずである。」と主張しているが、申立人は、申立期間直後の昭和 40 年 7 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を 42 年 11 月に一括して過年度納付していることが確認でき、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の母親が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、申立人の国民年金保険料の納付等についての記憶が明確でないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から58年3月までの期間及び61年8月から62年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年12月から58年3月まで
: ② 昭和61年8月から62年6月まで

会社を辞めた後、市役所から国民年金に加入するよう通知があり、市役所で加入手続を行い、銀行の口座振替で国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年4月7日に払い出されていることが確認でき、その時点では、当該期間の国民年金保険料は、過年度保険料となることから、口座振替による納付はできなかったものと考えられる。

また、申立期間②については、確認可能な昭和61年12月から62年6月までの申立人の預金取引明細書により、申立人の銀行預金口座から国民年金保険料が引落されている形跡は無く、「国民年金保険料は、銀行の口座振替で納付していた。」とする申立内容には不自然さが見受けられる。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 416

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 51 年 3 月まで
私の国民年金の加入手続は、私の母親が行い、私の国民年金保険料については、私の母親か私が実家で集金人に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

市の国民年金被保険者台帳により、申立人の国民年金保険料は、申立期間直前の昭和 44 年 12 月まで納付済みとなっているが、同台帳の住所欄では、同年 12 月に転居していることが確認でき、申立期間の始期である 45 年 1 月は、同台帳に記載された転居時期の翌月であることから、申立人については、その母親と一緒に国民年金保険料を納付することができなくなった時点から、未納となったと考えるのが自然である。

また、申立人の市の国民年金被保険者台帳には、申立期間の各年度の「未納」欄に○印が付されていることが確認できることから、当時、申立人の国民年金保険料は納付されていなかったものと推認される。

さらに、申立人及びその母親が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 12 日から同年 7 月 22 日まで
社会保険事務所に年金記録を照会したところ、保管している船員手帳にはA社所有のB丸における雇入日が昭和 38 年 2 月 12 日、雇止日が同年 7 月 22 日と記録されているにもかかわらず、当該期間に係る船員保険の加入記録が無い旨の回答があった。

職場を転々と変わり世界中の漁場を回っており、当該事業所以外の船舶に乗船した期間は船員保険の加入記録が確認できるのに、申立期間だけ確認できないのは納得できない。

申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する船員手帳により、申立期間について、申立人がA社所有の船舶に甲板員として雇われていたことが確認できる。

元同僚は、「申立期間当時は夏場に漁期を終了し、水揚げ高に応じた精算の関係から、雇入期間は盆が区切りであった」と証言しており、申立期間において当該事業所に係る船員保険の加入記録が確認できる複数の元同僚から聴取した結果、当該船舶の乗組員数については、船内の居室及び陣容から 17 名から 18 名であったとの証言を得ているところ、元同僚に係る船員保険の加入記録は、おおむね昭和 37 年 8 月 10 日に資格を取得していることが確認でき、元同僚が挙げる他の元同僚に係る加入記録が無いことを踏まえると、当該事業所においては、漁期の始期から一定期間経過後は、船員保険の加入手続が行われていなかったことがうかがえる。

また、当該事業所は既に全喪しており、申立期間における当該船舶の漁労長（船長を兼務）を含む元同僚から聴取したものの、申立人に係る船員保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

さらに、当該被保険者名簿により、申立期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られない上、同じく船舶所有者の生年月日順索引簿においても、申立人の当該事業所に係る加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から29年5月26日まで
厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答があった。

私は、昭和22年11月1日から継続して、A社B工場及びC社D工場に勤めてきた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社B工場及びC社D工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の保管するA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所については、全喪日が昭和25年4月1日であることから、申立期間については厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、C社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所については、申立期間のうち、25年4月1日から28年6月30日までの期間について、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間について、A社B工場及びC社D工場においては季節雇用で、原料受入時の数量確認等、経理担当者の補助をしており、厚生年金保険料を控除されていたかは記憶が無いとしており、申立人が挙げる元同僚2名のうち、1名については、社会保険事務所の保管する当該両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において加入記録は無く、1名についても、A社B工場の全喪日からC社D工場の新規適用日までの間における厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

さらに、当該両事業所は既に全喪しており、当時の人事記録等の資料も

無く、このほかに厚生年金保険料を給与から控除されていたことについて、同僚等から供述を得ることもできなかった。

加えて、社会保険事務所の保管するC社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間のうち、昭和28年7月1日から29年5月26日までの期間において申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。